

第3章 食品ロス削減推進計画

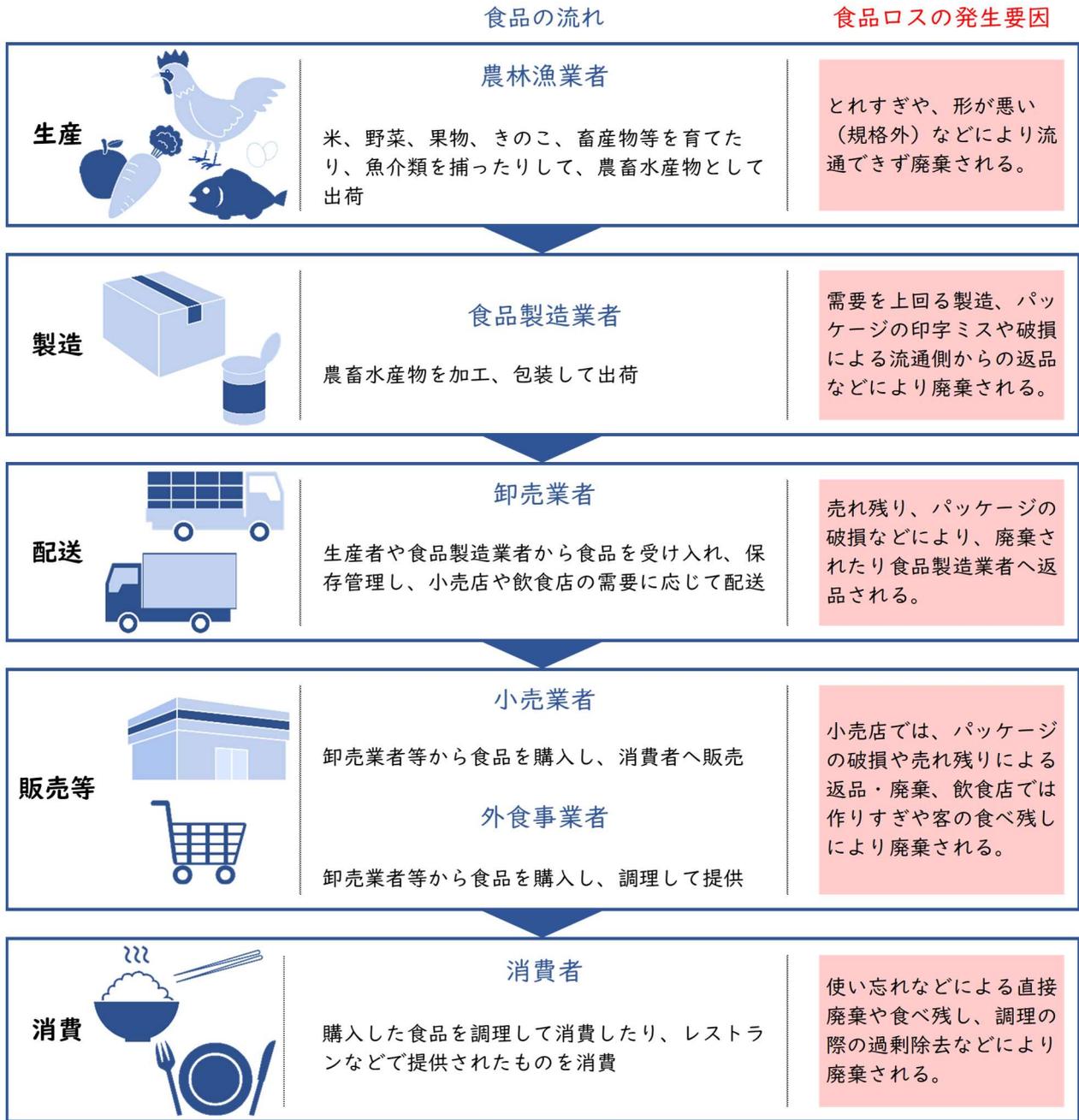
第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 基本的事項

1. 食品ロス削減推進計画策定の目的

(1) 食品ロス問題

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことです。



出典：食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）を基に作成

図3-1 フードサプライチェーンにおける食品ロスの発生要因

食品ロスの発生は、単に食品が無駄になっているということだけではなく、地球規模での貧困や飢餓問題、地球温暖化問題にも関係しています。

国際連合食糧農業機関（FAO）によると、世界で飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 7 億人にのぼり、これは世界人口の約 11 人に 1 人に相当します。一方で、世界では食品生産量の約 3 分の 1 にあたる約 13 億トンの食料が毎年廃棄されています。

また日本では、令和 4（2022）年度には国内で消費する食料の約 62%（カロリーベース）を輸入に頼っている一方で、約 472 万トンの食品ロスが発生していると推計されています。国民一人あたりに換算すると、1 日約 103g（おにぎり 1 個分相当）、年間約 38kg の食品ロスが毎日発生していることとなります。

さらに、食料の生産には多くの水や資源が、食料の運搬や食品ロス・食品廃棄物の焼却処理には燃料が用いられており、あらゆる段階で温室効果ガスである二酸化炭素が排出されています。

したがって食品ロスの削減は、多面的な問題解決に寄与する、世界的に重要な取組みとなっています。

（2）食品ロスを取り巻く社会情勢

食品ロス問題は近年大きな注目を浴びており、国際的には SDGs（持続可能な開発目標）の「目標 12 つくる責任 つかう責任」において、食料廃棄の減量を重要な柱として位置づけ、平成 12（2000）年と比較して「令和 12（2030）年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減」させることが国際目標として設定されました。

国では、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減推進計画の策定が市区町村の努力義務とされたほか、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）や、「食品資源循環の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年 7 月改正）において、令和 12（2030）年度までに家庭系と事業系それぞれの食品ロス発生量を、平成 12（2000）年度比で半減させる目標が設定されました。

県では、令和 3（2021）年 3 月に策定した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」において、令和 7（2025）年度までに食品ロス発生量を平成 30（2018）年度比で約 1 割削減する目標が設定され、目標達成のために、「食べきり SaiTaMa 大作戦」や「彩の国エコぐるめ協力店」を推進しています。

（3）計画策定の目的

以上を踏まえ、市及び組合では、「食品ロス削減推進計画」（以下「本食品ロス計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・行政が相互に連携・協力した食品ロス削減の取組みを進めます。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を受けて策定された「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を踏まえ、市及び組合が一体となって、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、本食品ロス計画は「蕨戸田衛生センター組合一般廃棄物処理基本計画」における重点施策の一部として位置付けるとともに、「蕨市環境基本計画」や「戸田市環境基本計画 2021 改定版」などの関連計画と整合を図りながら進めていきます。

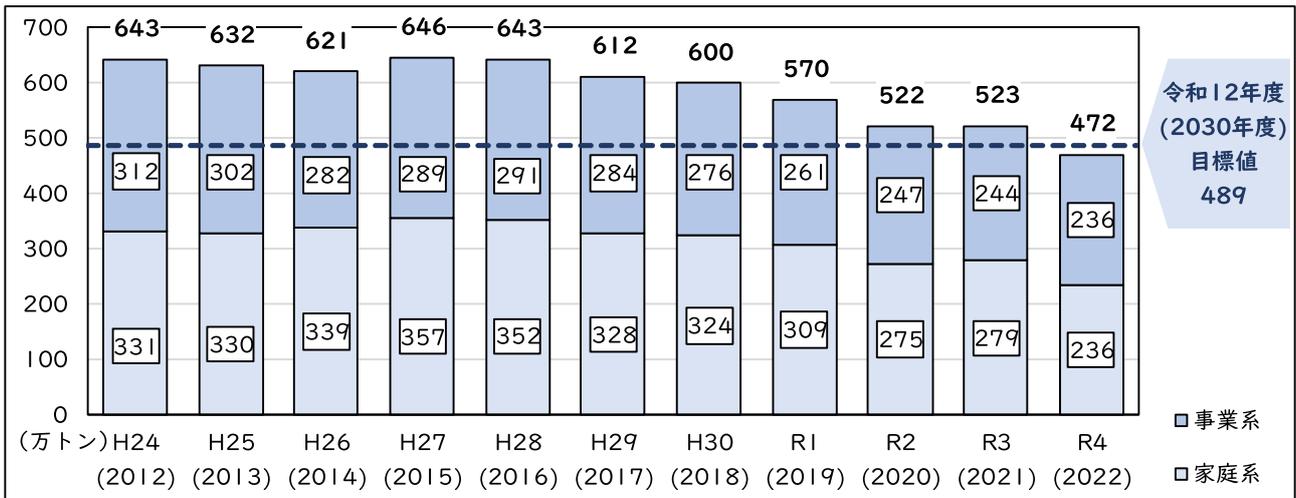
第2節 食品ロスの現状と課題

1. 国内の食品ロスの現状

(1) 国の食品ロス

国では平成24（2012）年度より食品ロス発生量の詳細な推計を実施しており、令和4（2022）年度は約472万トンの食品ロスが発生しています。

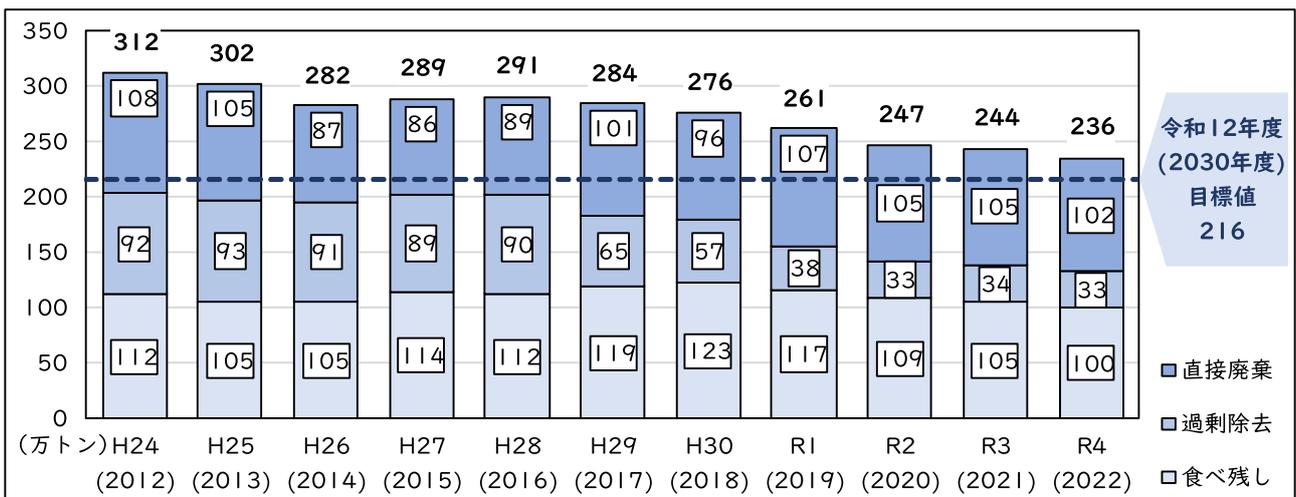
家庭系食品ロスは、近年は過剰除去や食べ残しが減少している一方、直接廃棄は横ばいとなっています。事業系食品ロスは、近年は食品卸売業、外食産業が減少している一方、食品製造業、食品小売業は横ばいになっていましたが、令和4（2022）年度にはいずれも大きく減少しました。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

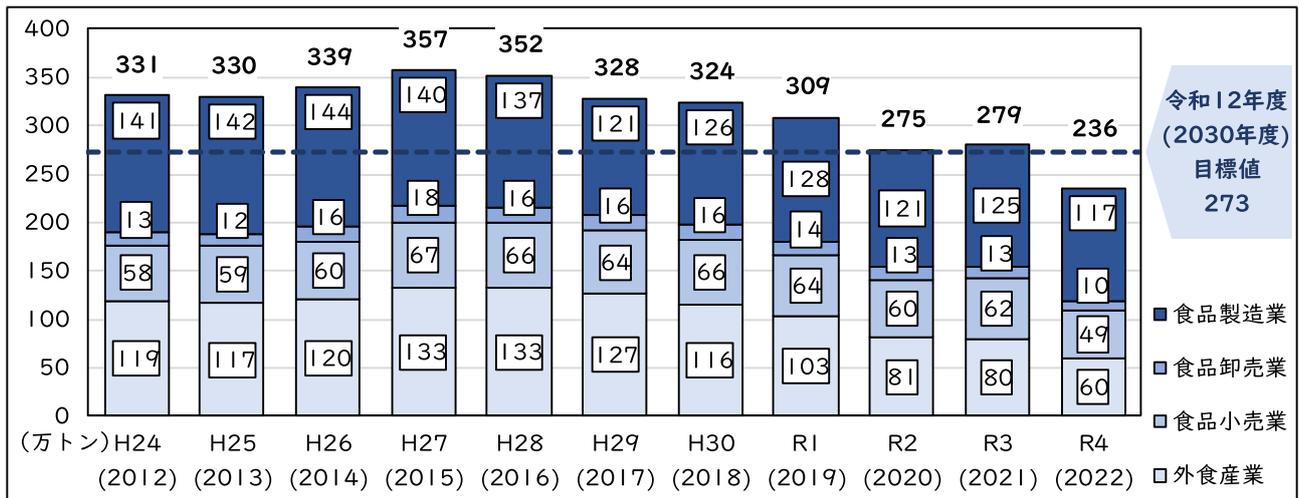
図3-2 日本の食品ロス発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

図3-3 日本の家庭系食品ロス発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

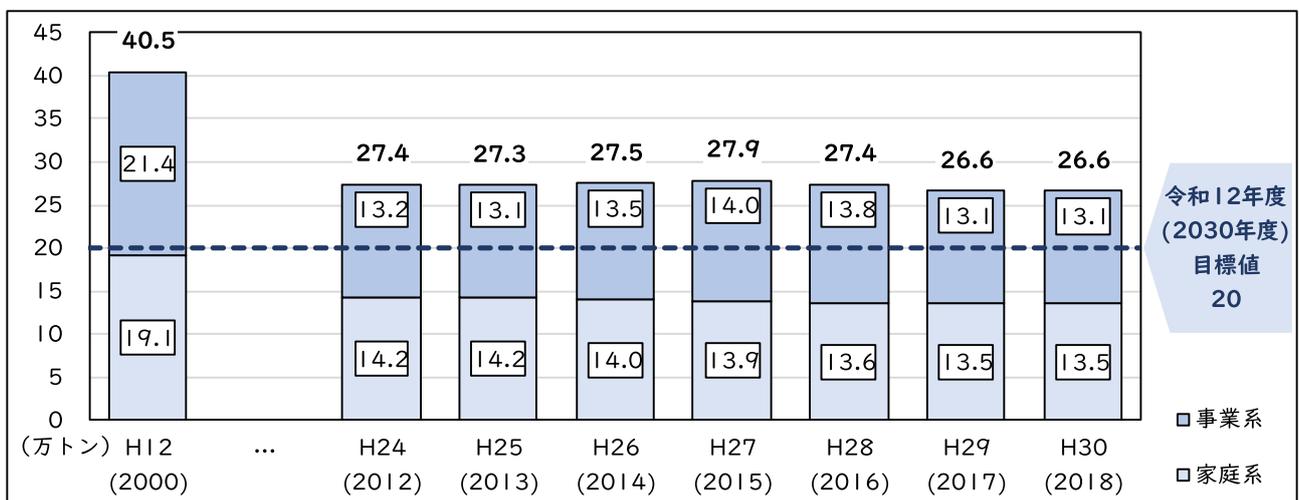
出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）より作成

図3-4 日本の事業系食品ロス発生量の推移

(2) 県の食品ロス

県では「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（令和3（2021）年3月策定）において、平成30（2018）年度までの食品ロス発生量を推計しており、平成30（2018）年度は26.6万トンの食品ロスが発生しています。

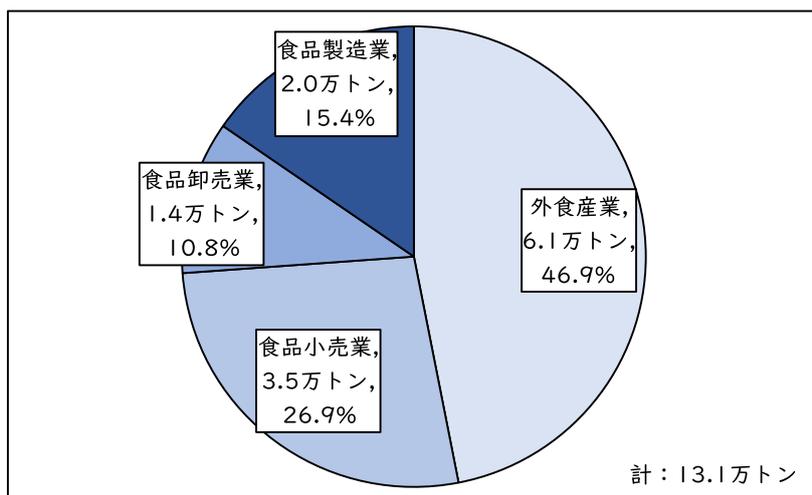
事業系食品ロスは、新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前のデータのためか全国的な傾向とは異なり、外食産業が5割近くを占めています。



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（埼玉県）より作成

図3-5 県の食品ロスの発生量の推移



※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

出典：「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（埼玉県）より作成

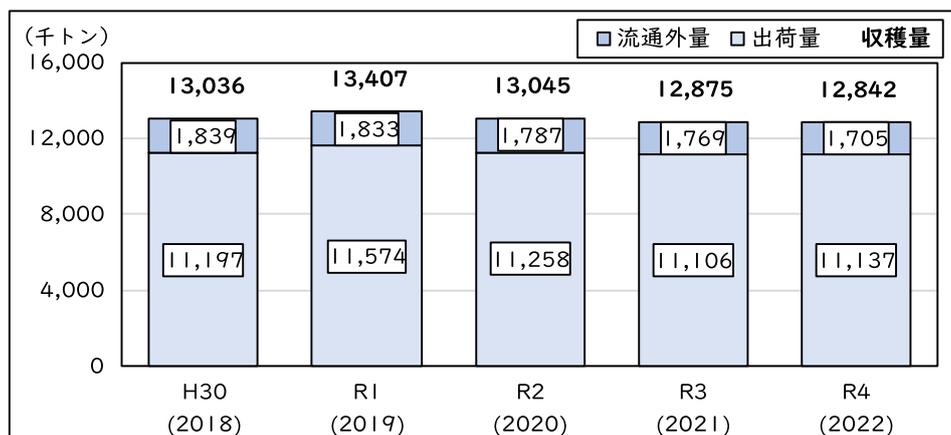
図3-6 県の事業系食品ロスの発生要因の内訳（平成30（2018）年度）

（3）その他の主体から発生する食品ロス

1）生産者（農家など）

生産者においては、食用に適した品質を有しているものの、余剰生産・規格外などの理由で野菜などの食材が廃棄されることがあります。

農林水産省の「作物統計調査：令和4年産野菜生産出荷統計」によると、野菜の収穫量のうち、出荷されておらず市場に流通していない野菜が毎年170万トン以上あり、これらの多くが廃棄されていると想定されます。



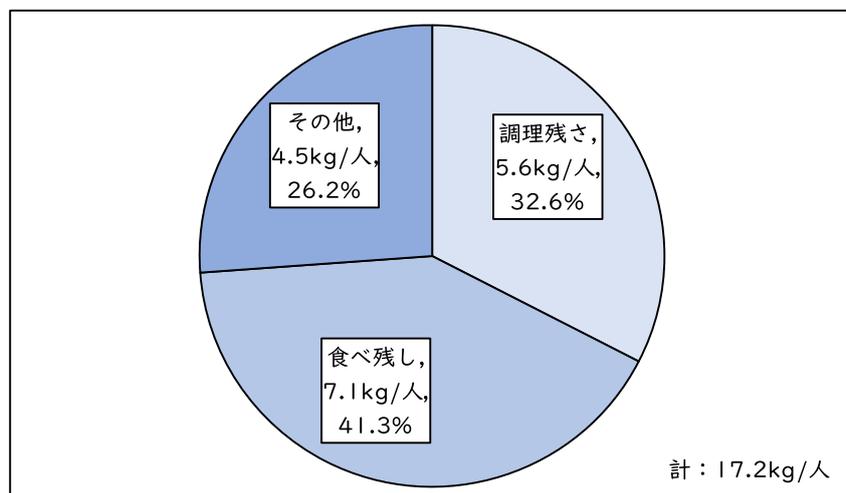
出典：「作物統計調査：令和4年産野菜生産出荷統計」（農林水産省）より作成

図3-7 野菜収穫量の内訳（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）

2) 学校・学校給食センター

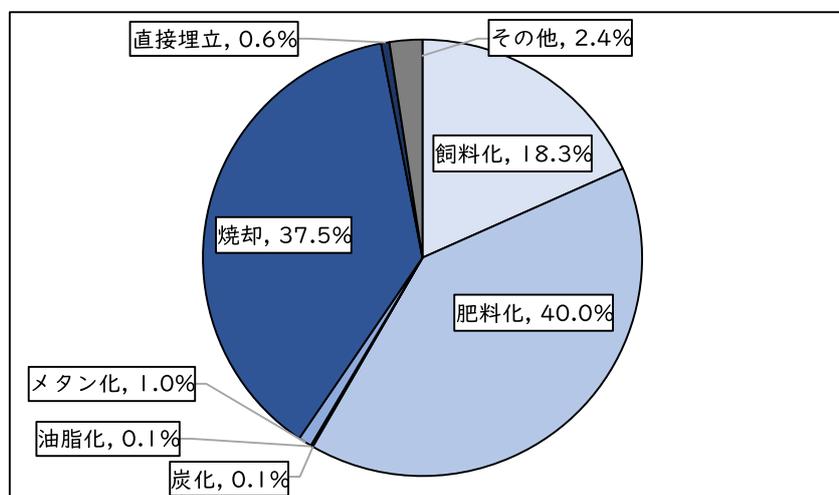
環境省の「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」によると、児童・生徒 1 人あたりの年間の、学校給食由来の食品廃棄物の発生量は 17.2kg/人・年であり、そのうち約 4 割が「食べ残し」となっています。

発生した学校給食由来の食品廃棄物のうち、約 59%が飼料化、肥料化、炭化、油脂化、メタン化などによりリサイクルされていますが、約 4 割は焼却処理や埋立処分されています。



出典：「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」（環境省）より作成

図 3-8 児童・生徒 1 人あたりの年間の食品廃棄物の発生量（平成 26（2014）年度）



出典：「平成 26 年度学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査結果」（環境省）より作成

図 3-9 処理・リサイクル方法の割合（平成 26（2014）年度）

2. 蕨市と戸田市の食品ロスの現状

(1) 家庭系食品ロス

市及び組合が令和5(2023)年度に実施した食品ロス実態調査における、厨芥類(食品廃棄物等)の調査結果を表3-1及び図3-10に示します。厨芥類(食品廃棄物等)はもやすごみの45%を占め、その中で食品ロスは約3分の1を占めています。

これらの調査結果及び家庭系可燃ごみ排出量(令和4(2022)年度実績30,841トン)より、表3-2のとおり、令和4(2022)年度の蕨市、戸田市における家庭系食品ロスの排出量は4,463トン(うち、直接廃棄2,495トン、食べ残し1,968トン)と推計されます。

表3-1 食品ロス実態調査結果(令和5(2023)年度)

			重量比率 (%)	蕨市	戸田市	2市平均
(食品廃棄物等) 厨芥類	調理くず			65.18%	70.51%	67.79%
	食品ロス	直接廃棄	手つかず100%残存	17.38%	9.66%	13.60%
			手つかず50%以上残存	3.13%	2.15%	2.65%
			手つかず50%未満残存	1.81%	1.66%	1.73%
		食べ残し		12.51%	15.92%	14.18%
		その他		-	0.10%	0.05%
合計				100.00%	100.00%	100.00%

もやすごみに占める厨芥類(食品廃棄物等)	47.31%	42.83%	45.00%
厨芥類(食品廃棄物等)に占める食品ロス	34.83%	29.39%	32.16%
もやすごみに占める食品ロス	16.48%	12.59%	14.47%

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

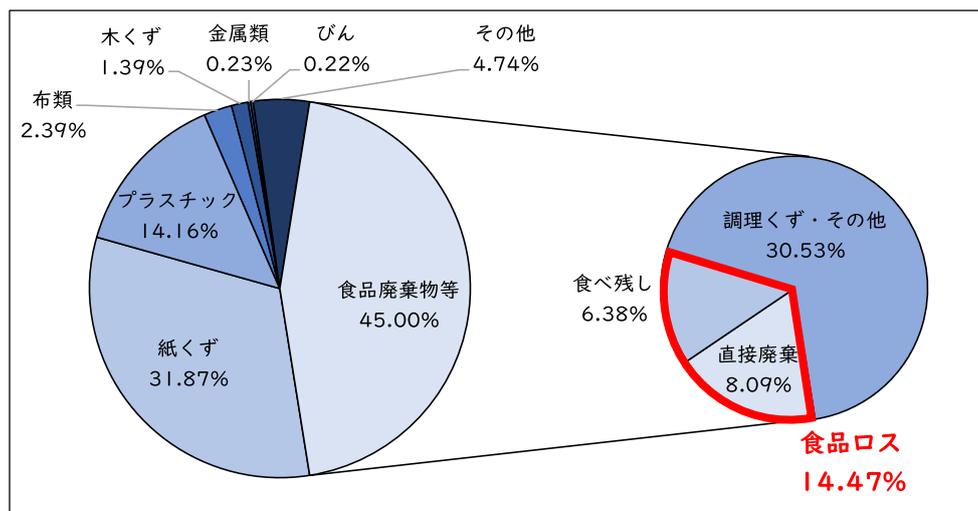


図3-10 食品ロス実態調査結果(2市平均)

表3-2 家庭系食品ロス排出量推計結果（令和4（2022）年度）

可燃ごみ 排出量 (トン)	食品ロス 割合 (%)	食品ロス 排出量 (トン)	食品ロス	
			直接廃棄 (トン)	食べ残し (トン)
30,841	14.47%	4,463	2,495	1,968

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。

以下では、環境省が公表している「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示されている他自治体の食品ロスの状況と、市及び組合で実施した食品ロス実態調査結果における蕨市、戸田市の食品ロスの状況を比較します。

1) 1人1日あたり食品廃棄物等排出量

1人1日あたり食品廃棄物等排出量は、蕨市は198g/人・日、戸田市は168g/人・日となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は平均を上回り、戸田市は平均程度となっています。

表3-3 1人1日あたり食品廃棄物等排出量の比較

	蕨市	戸田市	他自治体平均
R4(2022)生活系可燃ごみ排出量	419 g/人・日	392 g/人・日	—
R4(2022)食品廃棄物等の割合	47.3 %	42.8 %	—
R4(2022)食品廃棄物等排出量	198 g/人・日	168 g/人・日	170 g/人・日

2) 1人1日あたり食品ロス排出量

1人1日あたり食品ロス排出量は、蕨市は69g/人・日、戸田市は49g/人・日となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は平均を上回り、戸田市は平均を下回っています。

表3-4 1人1日あたり食品ロス排出量の比較

	蕨市	戸田市	他自治体平均
R4(2022)生活系可燃ごみ排出量	419 g/人・日	392 g/人・日	—
R4(2022)食品ロスの割合	16.5 %	12.6 %	—
R4(2022)食品ロス排出量	69 g/人・日	49 g/人・日	61 g/人・日

3) 食品廃棄物等中の食品ロスの割合

食品廃棄物等中の食品ロスの割合は、蕨市は34.8%、戸田市は29.3%となっています。他自治体の平均と比較すると、蕨市は特に直接廃棄が平均を上回り、戸田市は食品ロス以外の調理くずが平均を上回っています。

表3-5 食品廃棄物等中の食品ロスの割合の比較

		蕨市	戸田市	他自治体平均
食品ロス	直接廃棄	22.3 %	13.5 %	15.8 %
	食べ残し	12.5 %	15.9 %	17.2 %
	計	34.8 %	29.4 %	33.0 %
調理くず・その他		65.2 %	70.6 %	67.0 %

(2) 事業系食品ロス（食品廃棄物）

表3-6の県の事業系食品ロス発生要因の内訳（平成30（2018）年度）を基に、令和4（2022）年度の蕨市、戸田市における事業系食品廃棄物の排出量は7,920トン（うち、食品製造業1,235トン、卸売業840トン、小売業2,130トン、外食産業3,714トン）と推計されます。

なお、平成30（2018）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて外食産業や食品卸売業からの食品ロス発生量は減少傾向にあることから、蕨市、戸田市においても同様の傾向となり、表内の割合は変化していることが想定されます。

表3-6 事業系食品廃棄物排出量推計結果（令和4（2022）年度）

可燃ごみ 排出量 (トン)	食品廃棄物 割合※ (%)	食品廃棄物 排出量 (トン)	食品製造業	卸売業	小売業	外食産業
			(トン)	(トン)	(トン)	(トン)
19,182	42.80%	8,210	1,281	870	2,209	3,851

※食品廃棄物割合は、令和4（2022）年度のごみピットにおける組成分析調査結果の厨芥類割合より。

※四捨五入の関係により合計が一致しない場合があります。



3. 意識調査結果

市民や事業者の食品ロスに対する意識を調査するために、「p.62 意識調査結果」のごみの減量・資源化などの取組みに関する市民意識調査及び事業者意識調査の実施時に、食品ロスに関する設問を設けました。

結果の概要は以下のとおりです。

(1) 市民意識調査結果

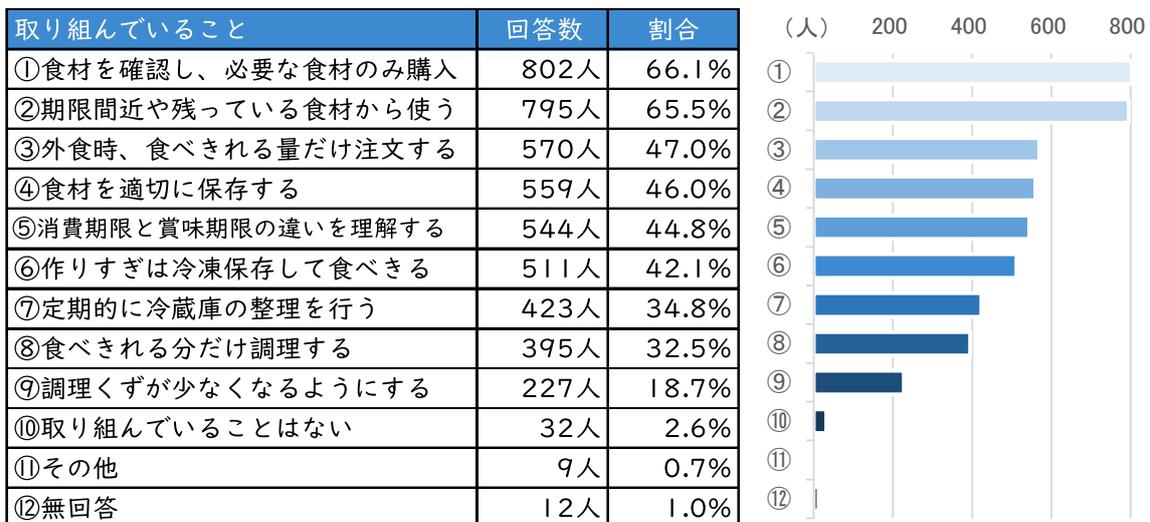
1) 食品ロスの発生理由〔複数回答〕(n=1,214)

「消費期限、賞味期限を過ぎた」が58.1%と最も多く、次いで「食材があることを忘れていた」が47.0%、「必要以上に食材を買い過ぎた」が25.4%などとなり、様々な理由により食品ロスが発生していることが分かります。



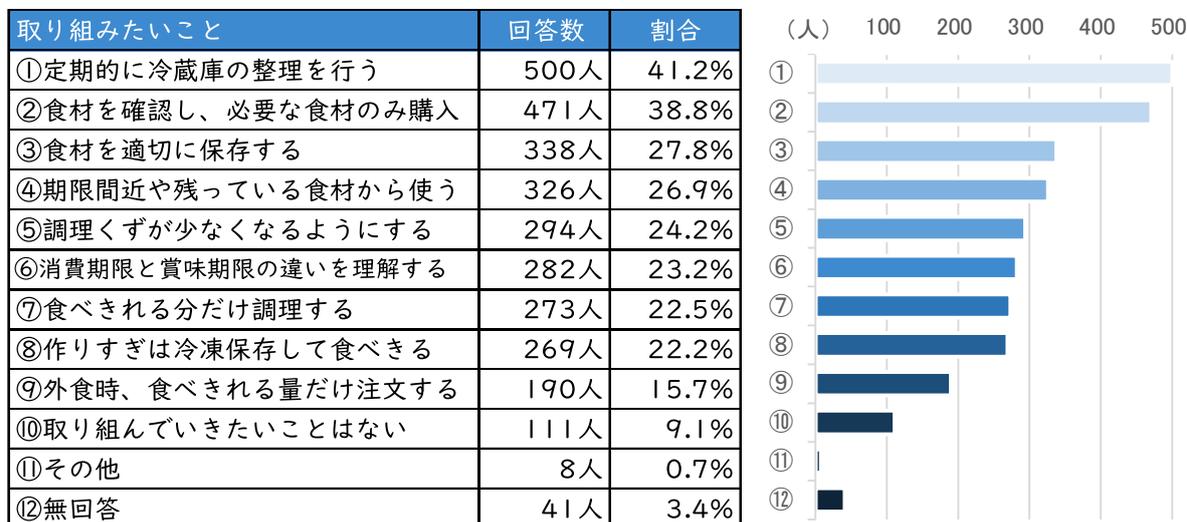
2) 生ごみや食品ロス削減のために取り組んでいること〔複数回答〕(n=1,214)

多くの選択肢で3~7割の方が取り組んでおり、「取り組んでいることはない」は2.6%に留まっています。



3) 生ごみや食品ロス削減のために取り組みたいこと [複数回答] (n=1,214)

多くの選択肢で2~4割の方が取り組みたいとしており、「取り組んでいきたくないことはない」は9.1%に留まっています。また、「取り組んでいきたくないことはない」には、既にできていることには全て取り組んでいるという方も含まれています。

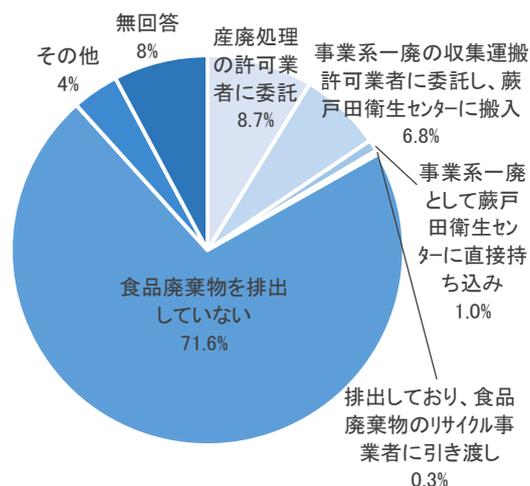


(2) 事業者意識調査結果

1) 食品廃棄物の排出・処理状況 (n=310)

「食品廃棄物を排出していない」が71.6%を占めています。食品廃棄物を排出している事業者の中では「排出しており、産業廃棄物処理の許可業者に委託している」が8.7%と最も多く、次いで「排出しており、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託し、蕨戸田衛生センターに搬入している」が6.8%となりました。

食品廃棄物の排出/処理状況	回答数
排出しており、産業廃棄物処理の許可業者に委託している	27
排出しており、事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託し、蕨戸田衛生センターに搬入している	21
排出しており、事業系一般廃棄物として蕨戸田衛生センターに直接持ち込んでいる	3
排出しており、登録再生利用事業者(問6参照)などの食品廃棄物のリサイクル事業者に引き渡している	1
食品廃棄物を排出していない	222
その他	12
無回答	24
合計	310

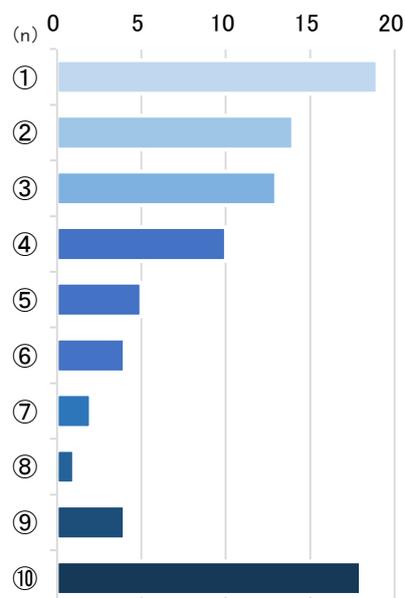


2) 食品廃棄物の減量・リサイクルに関して取り組んでいること

(n=64: 食品廃棄物を排出している事業者)

「取り組んでいることはない」が 29.7%を占めており、無回答も含めて過半数が食品廃棄物の減量・リサイクルに向けた積極的な取り組みを実施していないことが分かります。取り組んでいることとしては、約 2 割の事業者が「賞味期限、消費期限の近い材料から使用している」「余剰生産や過剰在庫を防ぐための取り組みをしている」と回答しています。

食品廃棄物削減のための取り組み	回答数	割合
①取り組んでいることはない	19	29.7%
②賞味期限、消費期限の近い材料から使用している	14	21.9%
③余剰生産や過剰在庫を防ぐための取り組みをしている	13	20.3%
④賞味期限、消費期限の近い商品を安く販売している	10	15.6%
⑤規格外だが品質に問題のない商品を安く販売している、または販売を推進している	5	7.8%
⑥商品の「てまえどり」を消費者に呼び掛けている	4	6.3%
⑦食品廃棄物の堆肥化・飼料化を推進している	2	3.1%
⑧店舗での提供時に食べきりや3010運動を推進している	1	1.6%
⑨その他	4	6.3%
⑩無回答	18	28.1%



4. 食品ロス削減の課題

以上の現状より抽出された、食品ロス削減の課題を表3-7に示します。

表3-7 食品ロス削減の課題

課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や事業者が実施しやすい取組みの情報提供、周知啓発 ・ 生ごみや食品ロスの減量化の推進 ・ 食品ロスの削減、食品の有効活用（子ども食堂、フードパントリー）の推進、啓発強化 ・ 生ごみのたい肥化（コンポストなど）の促進

第3節 食品ロス削減の方針と目標

1. 食品ロス削減の基本方針

食品ロスの削減を達成するための具体的な方針として、食品ロス削減の基本方針を次の2つのとおり設定します。

基本方針1 食品ロスへの理解促進による「もったいない」意識の醸成

- ・食品ロス問題について広く周知啓発し、食品ロスを発生させることは「もったいない」という意識の醸成を図ります。

基本方針2 市民、事業者、行政の協働による効果的な食品ロスの発生抑制・食品の有効活用の取組み推進

- ・市民が手軽に実施しやすい取組みを周知啓発し、食品ロス削減の取組みを促進します。
- ・事業者が実施しやすい取組みを周知啓発するほか、事業者の取組みを市民に情報提供し、相互作用による食品ロスの発生抑制や、食品の有効活用の取組みを促進します。

2. 食品ロス削減の数値目標

本計画では、令和16（2034）年度の数値目標として以下を設定します。

2市合計では今後10年間で人口は増加すると推計されており、食品ロスの排出量も増加すると考えられますが、施策によって増加を抑制することを目標にしています。

数値目標の図では、基準年度の実績値、現状のままの推計値（現状推計値）、本計画に基づく施策を実施することで目指す目標値（目標推計値）をそれぞれ表しています。

また、中間目標値及び計画目標値を表3-8に示します。

なお、目標値の設定にあたっては、生活系可燃ごみに含まれる食品ロス（食べられる部分）と、事業系可燃ごみに含まれる食品廃棄物（食べられないものを含む）を「食品ロス等」と表示しています。

食品ロス等焼却量

12,483トン以下

- ・可燃ごみ中に含まれて排出され、焼却される食品ロスや食品廃棄物の量です。食品ロスの発生抑制のほか、発生した食品ロスを適切に有効活用や資源化することにより、減量化する必要があります。
- ・令和4（2022）年度の12,673トンから、令和16（2034）年度に12,822トン以下を目指します。

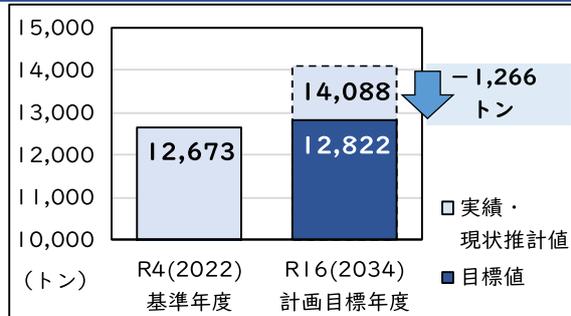


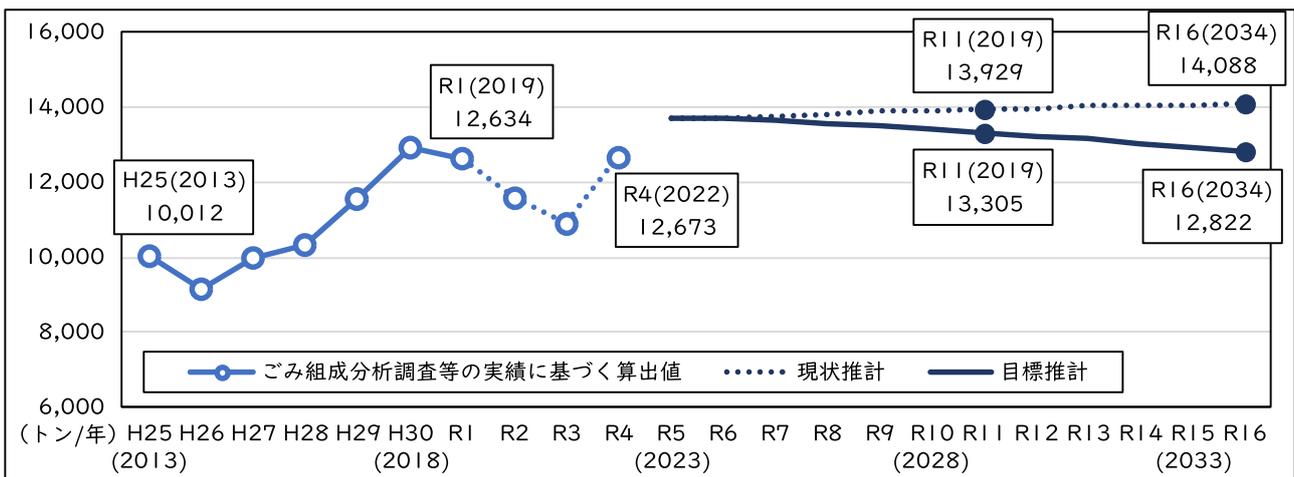
表 3-8 中間目標値及び計画目標値

			実績	目標値	
			R4(2022) 基準	R11(2029) 中間目標	R16(2034) 計画目標
生活系 食品ロス焼却量	トン	現状推計	4,463	4,520	4,518
		目標推計	—	4,268	4,019
事業系 食品廃棄物焼却量	トン	現状推計	8,210	9,409	9,570
		目標推計	—	9,037	8,804
合計	トン	現状推計	12,673	13,929	14,088
		目標推計	—	13,305	12,822

3. 食品ロス等焼却量の将来推計

「p.73 ごみ量の将来推計」で実施したごみ量の将来推計に基づき、食品ロス等焼却量の将来推計を実施した結果を図3-11に示します。

目標推計は現状推計と比べて、令和16(2034)年時点で約1,300トン、率で約9.2%の減量となります。



※令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の値は、予測に用いる実績からは除外(p.7参照)

※詳細は資料編 p.●、表●参照

図3-11 食品ロス等焼却量 現状推計結果及び目標推計結果

第4節 食品ロスを削減するための施策と役割

1. 市民の役割

市民は、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要となります。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援することも重要です。

(1) 情報収集・学習

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解します。
- ・広報紙・SNS などにより、市及び組合の取組みについて情報収集します。
- ・日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握します。



(2) 食品ロスの発生抑制

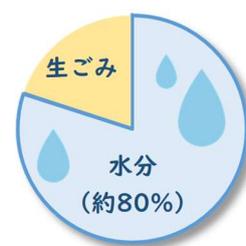
1) 3キリ：使いキリ

- ・買い物前に冷蔵庫の中身を確認（ストックチェック）して買い物リストを作成し、必要なものを必要な量だけ購入します。
- ・食材を適切に保存し、残っている食材から使うなど、使い切るように工夫します。
- ・食材の食べられる部分はなるべく無駄にしないよう、調理方法を工夫します。
- ・ローリングストックで食材の使い切りと災害用備蓄の両立を図ります。



2) 3キリ：食べキリ

- ・買ってすぐに食べる場合には、「てまえどり」で商品棚の手前から購入します。
- ・「賞味期限」（品質が変わらずにおいしく食べられる期限。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない）と「消費期限」（安全に食べられる期限）の違いを知り、食べきるように工夫します。
- ・食べる分だけ作り、食べ残しを削減します。
- ・残り物はリメイクレシピを活用し、食べきるように工夫します。



3) 3キリ：水キリ

- ・水切りをしなかった生ごみの重さのうち、約 80%は水分とされています。水切りネットや、ごみ袋に入れる前の最後のひと絞りで大幅にごみの量を減らすことができます。生ごみを捨てる際は、しっかり水を切るよう工夫します。

4) 外食時

- ・小盛メニューや小分け商品など、自分の食べられる量の商品を選びます。
- ・宴会時などに、最初の 30 分間と最後の 10 分間は食事を楽しむ時間とし食べ残しの削減を呼びかける 30・10（さんまるいちまる）運動を実施し、食べきるように工夫します。

(3) 食品の有効活用

- ・どうしても食べられない食品は、フードドライブを活用します。

(4) 食品廃棄物の資源化

- ・どうしても出てしまう生ごみは、コンポストなどで資源化します。

2. 事業者の役割

食品関連事業者は、市民に対して自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施し、県や市及び組合が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力することが求められています。また、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、削減を図るとともに、発生してしまう食品ロスについては適切に再生利用を行うことも重要です。

その他の事業者は、従業員などへの啓発を行うとともに、災害用備蓄食料の有効活用など、県や市及び組合が実施する食品の有効活用に関する施策に協力することが必要です。

(1) 情報収集・学習・情報提供

- ・食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解します。
- ・自らの事業活動から発生している食品ロスについて理解・把握します。
- ・市民に対し、自らの食品ロス削減に向けた取組みについて周知や情報提供を行います。

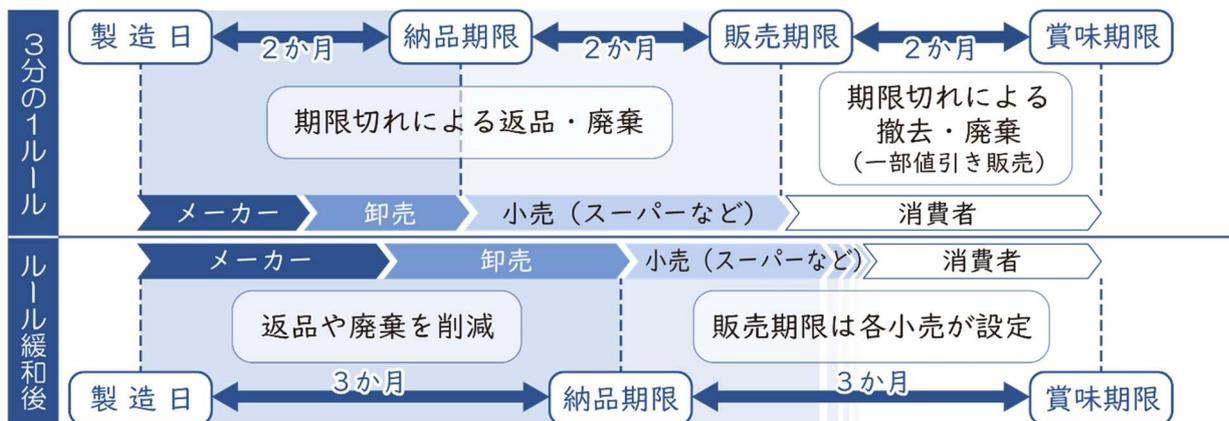
(2) 食品廃棄物の発生抑制

1) 農林漁業・食品製造業

- ・直売所やインターネット、イベントでの販売や加工販売、廉価販売など、規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。
- ・食品の製造方法や包装方法の見直しなどにより、賞味期限の延長に取り組みます。
- ・賞味期限の年月表示化（大括り化）など、商習慣の見直しに取り組みます。

2) 食品卸売業・小売業

- ・「てまえどり」の呼びかけや値下げ、ポイント付与などにより、賞味期限や消費期限が近い食品の購入を促進します。
- ・季節の行事の際は予約購入制を導入するなど、需要に応じて販売方法を工夫します。
- ・消費者のニーズに合わせて小分け商品を採用するなど、提供方法を工夫します。
- ・納品期限、販売期限の緩和など、商習慣の見直しに取り組みます。



※賞味期限が6カ月の例

出典：食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）を基に作成

3) 外食産業

- ・宴会時などにおいて30・10（さんまるいちまる）運動の実施を呼びかけます。
- ・利用者のニーズに合わせて小盛メニューを採用するなど、提供方法を工夫します。
- ・利用者の責任の上で残った食品を持ち帰るドギーバッグの活用による廃棄食品の削減について検討します。

4) 学校・学校給食センターなど

- ・給食を食べる時間を十分に確保するなど、食べ残しの削減を促進します。
- ・食材の食べられる部分はなるべく無駄にしないよう、調理方法を工夫します。

(3) 食品の有効活用

- ・規格外品や売れ残り品などをフードバンクなどに提供します。

(4) 食品廃棄物の減量・資源化

- ・食品関連事業者は、生ごみの減量化やリサイクルを推進します。

(5) 社内活動

- ・従業員に対し、食品ロスの削減や資源化についての教育を行うとともに、事業所でのフードドライブを推進します。

3. 関係団体の役割

食品の有効活用に寄与しうる関係団体は、市及び組合と協働しながらさらなる食品ロスの削減に向けて取り組むとともに、活動の周知啓発を推進することが必要です。

(1) 情報提供

- ・市民や事業者、行政に対し、自らの活動内容や食品ロス削減に向けた協働方法について周知や情報提供を行います。
- ・食品を必要としている場所に届けられるよう、行政や関連団体同士の連携を強化します。

(2) 食品の有効活用

1) フードドライブ・フードバンク

- ・家庭や事業所で使わずに捨てられてしまう、または余った食品を、フードドライブやフードバンクで、有効活用します。
- ・寄付された食品を、子ども食堂やフードパントリーを通じて必要としている人に提供します。

2) 子ども食堂・フードパントリー

- ・フードパントリーでは、フードドライブやフードバンクなどで集められた食品を市民、特に支援が必要な世帯に提供します。
- ・子ども食堂では、集められた食品を活用した食事を無料または安価で提供するほか、活動を通じて地域の子どもの居場所づくりを進めます。

4. 行政の役割（目標達成のための施策）

市民、事業者、関係団体の各主体における食品ロスの削減に向けた取組みを推進するため、食品ロスに関する様々な情報の周知啓発や活動の促進を行います。また、国や県の実施する施策と協調します。

（1）生ごみ・食品ロスの発生抑制 [p.95 ごみ処理基本計画 発生抑制計画 参照]

1) 3キリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）運動の促進

- ・市民に向けて、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」を行う3キリ運動を促進します。
- ・食品ロス実態調査結果などを基にした、効果的かつ市民にとって取り組みやすい食品ロス削減の取組みや、その効果について、周知啓発を行います。

2) 事業者に向けた生ごみ・食品ロスの発生抑制の啓発

- ・事業者やその利用者に向けて、30・10（さんまるいちまる）運動を啓発します。
- ・消費・賞味期限前の販売促進や、消費者のニーズに合わせた小分け商品や小盛メニューの提供などを促進します。

3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進

- ・家庭や事業所で余っている食品を集めるフードドライブを推進するとともに、事業者が食品の製造、流通及び消費の事業活動で廃棄される食品をフードバンクに提供することを促進します。
- ・食品を必要とする子ども食堂やフードパントリーなどの活動を支援します。
- ・これらの活動について市民や事業者に対して情報提供や普及啓発を行います。

4) 災害用備蓄食料の有効活用の推進

- ・保存期限が近づき入替の対象となった公共施設や事業所の災害用備蓄食料を、必要とする個人や団体へ寄付するなど、有効活用を図ります。

（2）生ごみ・食品ロスの資源化検討 [p.96 ごみ処理基本計画 資源化計画 参照]

1) 食品ロスの有効活用方法（子ども食堂、フードパントリーなど）の検討

[p.124 3) フードドライブの推進、フードバンクとの連携推進 参照]

2) コンポスト容器などによる生ごみ堆肥化の促進

- ・家庭における生ごみの資源化を促進するため、コンポストについて有効性を啓発し、戸田市においては生ごみ処理器を購入する際の補助制度を継続し、周知を行います。

3) リサイクルフラワーセンターの活用推進

- ・リサイクルフラワーセンターでの生ごみ堆肥化及び花苗との交換を継続して、生ごみの減量化及び資源化と、地域の環境美化を推進するとともに、施設機能及び生産された肥料や花苗を活用したさらなる環境意識の啓発を行います。

4) 生ごみ・食品ロスの分別収集方法の調査研究

- ・生ごみや食品ロスのより一層の資源化を推進するため、効果的・効率的な分別収集方法などについて、先進事例を調査研究します。